

**令和 7 年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく
県による排出調査結果について**

鹿児島県環境林務部
廃棄物・リサイクル対策課

1 調査結果概要

廃棄物焼却炉など 15 施設について、ダイオキシン類対策特別措置法第 34 条等に基づき、ダイオキシン類に係る排出調査を実施した。

調査の結果、廃棄物焼却炉の 1 施設で排出ガスの排出基準を超過したが、改善策を講じ、事業者による再測定を行った結果、排出基準に適合した。

2 調査概要

(1) 調査期間

令和 7 年 6 月～令和 8 年 2 月

(2) 調査対象物質

ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法に基づくポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル）

(3) 調査施設（15 施設）

- | | |
|------------|-------------------------|
| ① 廃棄物焼却炉 | 7 施設 |
| ② 廃棄物最終処分場 | 8 施設（放流水 5 施設，地下水 8 施設） |

3 調査結果

(1) 廃棄物焼却炉の排出ガス（適合基準は施設ごとに設定）

7 施設の調査の結果、1 施設が排出基準を超過した。

(2) 廃棄物最終処分場の放流水（適合基準：10pg-TEQ/L）

5 施設の調査結果は 0～0.0013pg-TEQ/L であり、全て排出基準に適合していた。

(3) 廃棄物最終処分場の地下水（適合基準：1pg-TEQ/L）

8 施設の調査結果は 0～0.0056pg-TEQ/L であり、全て環境基準に適合していた。

4 その他参考事項

この調査は、県が廃棄物焼却炉や廃棄物最終処分場からのダイオキシン類の排出実態を把握し、ダイオキシン類対策を円滑に進めるため実施している。

なお、鹿児島市内の施設については、ダイオキシン類対策特別措置法施行令第 8 条の規定により、鹿児島市により調査等が実施される。

令和7年度ダイオキシン類排出調査結果

(1) 廃棄物焼却炉

番号	事業場名	所在地	測定日	測定結果 (ng-TEQ/m ³)	排出基準値 (ng-TEQ/m ³)	適合 状況
1	指宿広域クリーンセンター 1号炉	指宿市	R7.6.19	0.11	5	○
2	いちき串木野市環境センター 2号炉	いちき串木野市	R7.12.26	0.042	1	○
3	霧島市敷根清掃センター 2号炉	霧島市	R8.1.19	0.057	1	○
4	曾於市クリーンセンター 2号炉	曾於市	R7.7.7	19	10	×
5	種子島地区広域事務組合種子島清 掃センター	西之表市	R7.8.27	0.28	5	○
6	南薩地区衛生管理組合なんさつ ECOの杜 1号炉	南さつま市	R7.10.20	0.00064	1	○
7	ジャパンウェイスト株式会社 2号炉	日置市	R7.10.14	0.11	5	○

(2) 最終処分場 放流水

番号	事業場名	所在地	測定日	測定結果 (pg-TEQ/L)	排出基準値 (pg-TEQ/L)	適合 状況
1	栗野最終処分場	伊佐市	R7. 8. 29	0. 0001	10	○
2	いちき串木野市一般廃棄物最終処分場	いちき串木野市	R7. 9. 12	0	10	○
3	曾於南部厚生事務組合清掃センター	志布志市	R7. 10. 24	0. 0013	10	○
4	財部一般廃棄物最終処分場	曾於市	R7. 11. 25	0	10	○
5	北薩広域行政事務組合環境センター	阿久根市	R8. 2. 12	0. 00022	10	○

(3) 最終処分場 地下水

番号	事業場名	所在地	測定日	測定結果 (pg-TEQ/L)	環境基準値 (pg-TEQ/L)	適合 状況
1	徳之島愛ランドクリーンセンター	徳之島町	R7. 7. 15	0. 000023	1	○
2	霧島市一般廃棄物管理型最終処分場	霧島市	R7. 8. 29	0. 0056	1	○
3	栗野最終処分場	伊佐市	R7. 8. 29	0. 000092	1	○
4	あいら最終処分場	始良市	R7. 8. 29	0. 0047	1	○
5	いちき串木野市一般廃棄物最終処分場	いちき串木野市	R7. 9. 12	0. 0028	1	○
6	曾於南部厚生事務組合清掃センター	志布志市	R7. 10. 24	0. 00042	1	○
7	財部一般廃棄物最終処分場	曾於市	R7. 11. 25	0	1	○
8	北薩広域行政事務組合環境センター	阿久根市	R8. 2. 12	0. 00033	1	○